

## 諸塚村不妊治療に係る通院費助成事業実施要綱

(令和7年7月1日要綱第12号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療を受けるための通院に要した交通費を助成することにより、不妊治療を受けることで生じる経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進につなげる。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は次の各号のいずれにも該当するものであって、諸塚村不妊治療費等助成事業の給付を受けた者とする。

- (1) 夫婦の一方または双方が1年以上前から諸塚村において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による住民基本台帳に記載され、かつこの要綱による助成金の申請日においては夫婦双方が諸塚村の住民基本台帳に記載され、居住している者。
- (2) 婚姻の届け出をし、引き続き婚姻関係にあること。
- (3) 医療機関によって不妊治療が必要であると認められている者。
- (4) 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である者。
- (5) 村税、住宅使用料、水道使用料及び奨学金貸与料等を滞納していないこと。
- (6) 他の市区町村から不妊治療に係る通院費助成を受けていないこと。
- (7) その他、村長が必要と認めた者。

### (助成額等)

第3条 助成回数については諸塚村不妊治療費等助成事業実施要綱の給付申請時に報告された受診日数とする。助成額については1回の受診につき別表のとおりとする。

- 2 高速道路や公共交通機関を利用した場合にはその実費を助成する。なお、100円未満は切り捨てとする。
- 3 医療機関までの車での移動時間が概ね1時間を超えない場合、又は入院をした場合は当該期間の通院については助成対象外とする。

### (申請及び申請期限)

第4条 前条の助成を受けようとする者は、諸塚村不妊治療に係る通院費助成事業申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 諸塚村不妊検査及び不妊治療費等助成事業申請書の写し
- (2) 高速道路、公共交通機関利用の場合は領収書の写し
- (3) 医療機関の領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請は、災害等やむを得ない事由がある場合を除き、一般不妊治療分については治療日から1年後の月末日まで、特定不妊治療については1回の治療が終了した日から起算して1年後の月末日までを期限とする。

### (申請に対する決定等の方法)

第5条 村長は、前条の助成金の申請を受けたときは内容を速やかに審査し、その結果を当該申請者に対し諸塚村不妊治療に係る通院費助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の取り消し)

第6条 村長は、偽りその他不正行為によって助成金を受ける者があるときは、その者から当該助成した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則(令和7年7月1日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

距離(片道)	助成額	距離(片道)	助成額
100km 未満	2,000 円	300km 以上 350km 未満	12,000 円
100km 以上 150km 未満	4,000 円	350km 以上 400km 未満	14,000 円
150km 以上 200km 未満	6,000 円	400km 以上 450km 未満	16,000 円
200km 以上 250km 未満	8,000 円	450km 以上 500km 未満	18,000 円
250km 以上 300km 未満	10,000 円	500km 以上	20,000 円